

浜の活力再生広域プラン

令和8～12年度

（第3期）

1 広域水産業再生委員会

組織名	宮城県広域水産業再生委員会（養殖業）
代表者名	寺沢 春彦（宮城県漁業協同組合 代表理事組合長）

広域委員会の 構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県北部地区地域水産業再生委員会（養殖業） （気仙沼市、南三陸町、宮城県水産業経営支援協議会、気仙沼漁業協同組合、宮城県漁業協同組合） ・宮城県中部地区地域水産業再生委員会（養殖業） （登米市、石巻市、女川町、石巻市水産振興協議会、宮城県水産業経営支援協議会、北上川漁業協同組合、牡鹿漁業協同組合、宮城県漁業協同組合） ・宮城県南部地区地域水産業再生委員会（養殖業） （東松島市、松島町、利府町、七ヶ浜町、塩竈市、多賀城市、仙台市、名取市、岩沼市、亘理町、山元町、宮城県水産業経営支援協議会、宮城県漁業協同組合、塩釜市漁業協同組合、鳴瀬吉田川鮭増殖組合） ・宮城県水産業経営支援協議会 ・宮城県 ・宮城県漁業協同組合
オブザーバー	—

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	<p>・宮城県沿岸地域一円（気仙沼市～亘理町）：養殖漁業者1,941人 ノリ養殖業者（108人）、カキ養殖業者（347人）、ワカメ・コンブ養殖業者（814人）、ホタテ養殖業者（228人）、ギンザケ養殖業者（61人）、ホヤ養殖業者（383人）</p> <p>—内 訳—</p> <p>① 気仙沼市・南三陸町：養殖漁業者（1,030人） カキ養殖業者（110人）、ワカメ・コンブ養殖業者（608人）、ホタテ養殖業者（120人）、ギンザケ養殖業者（13人）、ホヤ養殖業者（179人）</p> <p>② 登米市・石巻市・女川町：養殖漁業者（741人） ノリ養殖業者（21人）、カキ養殖業者（181人）、ワカメ・コンブ養殖業者（179人）、ホタテ養殖業者（108人）、ギンザケ養殖業者（48人）、ホヤ養殖業者（204人）</p> <p>③ 東松島町・松島町・利府町・七ヶ浜町・塩竈市・多賀城市・仙台市・名取市・岩沼市・亘理町：養殖漁業者（170人）、ノリ養殖業者（87人）、カキ養殖業者（56人）、ワカメ・コンブ養殖業者（27人）</p> <p style="text-align: right;">（令和7年4月1日現在）</p>
-------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 地域の現状

(1) 地域の水産業を取り巻く現状等

当プランで対象となる宮城県沿岸地域においては、県中央に位置する牡鹿半島を境に、それ以北は湾が入り組み複雑な地形を有するリアス海岸を呈する一方、それ以南は大小多数の河川が流入する仙台湾に面し遠浅な砂浜海岸が広がるなど、地形変化に富んでいるのが特徴である。

また、沖合において親潮と黒潮がぶつかりあうことにより、寒流系・暖流系双方の魚種が生息し、流入河川が栄養塩の供給源となることで、地域全体に好漁場が形成されていることから、多種多様な漁業・養殖業が営まれている。

このように、当地域は全国有数の漁業・養殖業の生産地となっていることから、後背地に多くの水産加工関連施設が集積された大小多数の漁港及び魚市場が所在しており、漁業及びその関連産業が地域の基幹産業となっている。

近年、海水温上昇などの海洋環境の変化により、本県の主要な養殖生産物であるカキやホタテガイ、ギンザケ、ホヤなどに生育不良やへい死が生じ、生産が不安定となっているほか、資材や燃油、飼料価格が高騰しており、漁業者を取り巻く環境は厳しい状況にある。

養殖環境については、貝毒原因プランクトンの発生や震災後の地盤沈下の影響による水位変動、採苗時期の低栄養塩環境を原因とした生育不良の発生、ノリの病障害、養殖物の原因不明の死滅、磯焼け発生地域の拡大による資源の減少等が問題となっている。

販売面では、未だ東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という）事故やそれに伴う多核種除去設備等処理水（以下「処理水」という）の海洋放出による影響が生じていることから、県などの関係機関と連携し、県産品の「安全・安心」のPRや販売促進に取り組んでいる。

宮城県内全体の漁業者数の減少を鑑みても、今後養殖業者が震災前の基準まで回復するのは困難であると想定されるため、生産の効率化に加え、施設の共同利用等により、経費削減に努め、所得の安定・向上を目指す。併せて、次世代を担う新規就業者の安定的な確保に向けた取組を進める。また、震災後整備した施設等についても一部更新時期を迎えており、施設の維持管理が課題となっている。

(2) その他の関連する現状等

宮城県は、日本の東北地方に位置する県。県庁所在地は仙台市。県内人口は約223万人で（2025年4月1日の推計人口）、東北地方では最も人口が多い県である。

人口約110万人の仙台市は東北地方の中心都市で、東北地方で唯一の政令指定都市及び100万都市であり、宮城県民の半数以上が仙台都市圏に居住する。

本県沿岸部を縦断する三陸沿岸道路の県内区間が全線開通し、物流網が整備された。従来の東北道を利用した輸送経路と比べて、三陸沿岸道路を利用することで、仙台や首都圏等への輸送時間が短縮され、高鮮度な生産物の供給が可能となっている。また、輸送時間に余裕ができたことにより、生産現場においても付加価値を高めるための新たな取組に充てる作業時間を確保できるようになるなど、地域水産業の発展に寄与している。

3 競争力強化の取組方針

(1) 機能再編・地域活性化に関する基本方針

① 前期の浜の活力再生広域プランの評価（成果及び課題等）

--

② 今期の浜の活力再生広域プランの基本方針

<p>当広域再生委員会の中核であるJFみやぎは、宮城県沿岸のほぼ全域をカバーしており、その操業の柱はノリ、カキ、ワカメ、ホタテ、ホヤ、ギンザケなどの養殖品目を中心とする共同販売である。そのため、今後も共同販売を基本とし、宮城県の「水産業の振興に関する基本的な計画（第Ⅲ期）」、「宮城県養殖振興プラン」とも連携を取りつつ、生産数量と魚価の向上及び漁家経営の安定を目指す。</p> <p>1. 養殖生産物の安全確保</p> <p>疾病・斃死対策や異物混入防止の徹底、ノロウイルス・貝毒等の検査体制強化、放射性物質検査の確実な実施等により養殖生産物の安全を確保するほか、研修会等を通じ関係者の衛生管理等の知識の向上を図る。</p> <p>2. 養殖生産物の安定生産</p> <p>(1) 海洋環境変化への対応</p> <p>漁場改善計画及び適正養殖可能数量に基づいた養殖を行うとともに、定期的な水質調査等によって栄養塩濃度や水温状況を把握し、漁場利用方法や新たな養殖種や手法の導入検討・実証を行うことで高水温や病障害への対応を目指す。</p> <p>(2) 強い経営体の育成</p> <p>養殖共済や施設共済の加入を促進し、災害時等における経営の安定化を図るほか、漁業者は協業化や分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機器更新のための積立金計画や経営管理指導を行い、強い経営体の構築を図る。</p> <p>(3) 養殖生産物の品質確保</p> <p>適正密度での生産により品質向上を図るとともに未侵入疾病への対応を徹底する。また、ギンザケは親魚管理に係る取組を実施することで種卵・種苗の安定確保を目指す。</p> <p>3. 漁労機器や新技術等の導入、施設の更新等による生産体制整備</p> <p>(1) 船底清掃・減速航行の徹底</p> <p>定期的な船底清掃・付着生物防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組み、燃油消費量の削減を図る。</p>

(2) 省エネ型機器の導入

省エネ型推進機関等の積極的な導入により、燃油消費量の削減を図る。

(3) 協業化などによる作業コスト削減の取組

協業化や分業が可能な作業を検討し、実践することにより、作業コストの削減を図る。

(4) 飼料代削減の取組（ギンザケ養殖）

寒冷期における隔日給餌の実施や低魚粉配合飼料の開発により飼料費の削減を図るほか、フィッシュポンプ等の新たな機器の活用を検討し、省力化・省人化に係るコスト削減を図る。

(5) 漁港施設等の適切な維持管理

効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。

4. 販路の回復・拡大

(1) 販路の回復・拡大

消費者ニーズの把握に努めたうえで、ブランド化等を推進し、効果的なPR活動や流通体制の構築を行うことで、震災で失われた販路の回復や、福島第一原発事故やそれに伴う処理水の海洋放出に係る禁輸措置に対する代替販路の拡大等に取り組む。

(2) 地元水産物の発信・PR

物産施設における水産物の販売や、「みやぎ水産の日」に合わせて行う販促イベント、地域イベント等を通じて、地元水産物を積極的にPRし、知名度向上・需要拡大を図る。

(2) 中核的担い手の育成に関する基本方針

① 前期の浜の活力再生広域プランの評価（成果及び課題等）

--

② 今期の浜の活力再生広域プランの基本方針

1. 新規漁業就業者の確保

引き続き、経営体育成総合支援事業を活用して、漁業就業支援フェアによる情報発信や長期研修制度による新規漁業就業者の受け入れを行い、担い手の確保に努める。また、県や市では担い手確保事業として漁業研修等の就業支援を実施しており、就業後の技術習得を目的とする長期研修制度と一体的に活用し、効果的な担い手確保に取り組む。

2. 中核的担い手の育成

県事業を活用しつつ青年部活動等を通して必要な知識・技術の習得に向けた研修を実施し、新規漁業就業者及び既存漁業者の更なる資質向上を図る。その中で、自らの漁業経営改善・向上に意欲ある者について「中核的担い手」として広域再生委員会に届け出る。

広域再生委員会は、認定した中核的担い手が必要とする漁船・漁具等の確保に当たり、漁船リース事業の利用その他の手段により協力・支援することにより、漁船の更新を促すとともに、中核的担い手の経営基盤強化を図る。

(3) 資源管理に係る取組

次の項目に取り組むこともしくは遵守することにより、漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保が確保される。

- ① 漁業権行使規則の遵守
- ② 漁場改善計画の策定・遵守
- ③ 宮城県のみ安定化対策本部におけるのみ養殖管理計画の遵守

(4) 具体的な取組内容

1年目（令和8年度）

取組内容	<p>【機能再編・地域活性化に関する取組】</p> <p>1. 養殖生産物の安全確保</p> <p>① ノロウイルス等の衛生対策及び貝毒等検査体制の継続</p> <p>全漁業者及び漁協は、ノロウイルス・貝毒等の検査体制を継続するとともに、研修会等を通じて衛生管理等の知識の向上を図る。</p> <p>また、新たなノロウイルス検査法として期待される感染性推定遺伝子検査法について、国や県の研究等の動向を注視しながら、その有効性や現検査法からの移行による効果等について協議する。</p> <p>なお、貝毒等検査体制について県の試験研究機関と協力しながら採取定点やサンプル数等を改めて検討し、漁業者等へより有効性のある情報の発信ができるよう努める。</p> <p>② 放射性物質検査</p> <p>関係機関と連携して放射性物質検査を確実に行うとともに、養殖生産物の安全性について、HP等を通じて周知する。</p> <p>③ ノリ漁場における適切な活性処理剤の使用</p> <p>活性処理剤使用取扱要領を遵守し、活性処理剤の使用後5日以上経過した後摘採を行う。漁協は、漁業者が同要領の下で同処理剤を適切に使用することを徹底するべく、必要に応じて漁業者向けに研修会等を開催する。</p> <p>④ 異物混入防止の徹底</p> <p>養殖生産物の流通にあたっては、漁業者各々が目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前の部会や研修会等で漁業者へ異物混入防止について周知・啓発する。</p> <p>2. 養殖生産物の安定生産</p> <p>(1) 海洋環境変化への対応</p> <p>① 水質調査の実施</p> <p>地域により養殖漁場内の栄養塩濃度に差があることから、漁協は浜ごとに行う水質調査を通じて、漁業者に対して最適な摘採時期等の情報提供を行う。併せて、必要に応じて、病障害を未然防止するための早期の摘採を促すことにより、安定生産を図る。</p> <p>② 養殖生産技術の改善・改良</p> <p>他県での先進事例等を積極的に情報収集し、ホタテガイ養殖での地先種苗活用など漁場環境変化に対応した生産技術・方法の改善・改良に努め、高品質化及び安定生産を図る。</p> <p>また、海洋環境の変化に対応するため、新たな養殖種やシステムの導入を検討・実証する。</p> <p>③ 環境に適応したのり生産体制の構築</p> <p>高水温に伴う育苗時期の遅れから外洋への張り込みが遅れてしまうことを防ぐため、漁協は県と連携して定期的な水温調査を行い、漁業者に対して情報提供を行うとともに、水温が高めで推移した状態での育苗や早期の刈取りを可能とするため、県水産技術総合センター等の研究機関と検討・</p>
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

協議を行いつつ、本県海域に適した種苗の開発・導入を図る。

④ 閉鎖循環式陸上養殖の導入

県は、安定した養殖生産・種苗供給のため、閉鎖循環式陸上養殖研究棟を活用した技術開発を行い、得られた知見や技術の普及に努める。

(2) 強い経営体の育成

全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入状況と内容を改めて確認しながら、見直し等の必要性について検討し、災害時等における経営の安定化を図る。

個人での事業継続は多額の資金が必要となることから、漁業者は協業化や分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機器更新のための積立金計画や経営管理指導を行い、漁業者の経営力強化や収入の安定化を図る。

漁協は浜ごとの栄養塩状況の確認や生育状況、色調等の調査を行い、当該情報を逐一生産者へ伝達することとし、漁業者はその結果を受けて、摘採時期の調整を行うことで、ノリの品質確保に努め、収入の安定化を図る。

(3) 養殖生産物の品質確保

① 漁場の有効利用・適正利用

全漁業者は、筏の管理や海底清掃などの協業化を進めるとともに、漁場環境の把握に努めるため、調査とデータ収集を実施し、漁場改善計画において科学的根拠に基づく適正養殖可能数量を定め、密殖を防ぎ、品質向上を図る。

② 未侵入疾病への対応

漁協は、適正密度での生産を指導する。漁業者は県のガイドライン等を遵守するとともに、県試験研究機関等の指導を踏まえた適切な疾病・斃死対策に取り組む。

③ 病障害の対応

ノリについては、赤ぐされ病や、近年仙台湾全域にバリカン症が発生していることから、漁業者及び漁協は研究機関と連携し、原因を究明するとともに、漁場改善計画及び適正養殖可能数量に基づき、筏の間隔を確保することで潮通しを良くし栄養塩が均一に供給されるよう努める。

④ ギンザケ種卵・種苗の安定的確保

国内からの種卵供給は北海道に限定され、年々種卵確保が難しくなりつつあることから、漁協は、種苗の安定的な導入とリスク分散のため、地下水を活用したギンザケ親魚の独自養成と採卵技術の導入に向けた検討を行う。なお、事業計画の見直しや国、県等が講じている補助事業の活用など課題解決に向けた検討を進める。

3. 漁労機器や新技術等の導入、施設の更新等による生産体制整備

(1) 船底清掃・減速航行の徹底

全漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組み、燃油消費量の削減を図る。

(2) 省エネ型機器の導入

全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型推進機関等の積極的な導入により、燃油消費量の削減を図る。

(3) 協業化などによる作業コスト削減の取組

漁業者は、生産活動において、協業化や分業が可能な作業を検討し、これを実施することにより、作業コストの削減を図る。また、ワカメの新たな入札方法として令和9年漁期から個人端末による電子入札の導入を図る。

(4) 飼料代削減の取組（ギンザケ養殖）

- ① 寒冷期における隔日給餌を実施することで、飽食状態から消化が遅い時期の飼料費の削減を図る。
- ② 飼料メーカーと連携して低魚粉配合飼料を開発し、魚粉高騰のなかで飼料価格を抑えた飼料を導入することで、飼料費の削減を図る。
- ③ 飼料メーカーと連携して低動物タンパク耐性の種苗を確保し、魚粉使用量を抑えた飼料を開発することで、飼料費の削減を図る。
- ④ フィッシュポンプ等の新たな機器の活用を検討し、省力化・省人化に係るコスト削減を図る。

(5) 漁港施設等の適切な維持管理

効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。

4. 販路の回復・拡大

(1) 販路回復・拡大

- ① 効果的なPR活動や販売の実施
地元買受人等と連携し、各地域で開催される催事等に積極的に参加するとともに、物産施設等を活用した販売活動の拡大に努める。加えて、地域でのPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、加工製品等の種類の充実を図る。
- ② 消費者ニーズに応じた流通体制の構築
前プランで、新たな流通形態の構築と販路拡大を目指し取り組んだ殻付カキのインターネット取引については、利用者数が低調にある現状を踏まえ、改めて実施内容を検討し、利用者増加に努める。
- ③ 春季以降の生食用かき出荷数量増加
県の「生食用かきの取扱いに関する指導指針」の一部改正により出荷可能となった6月の生食用カキの安全性確保に向けて衛生対策の充実を図りながら、春先の身入りのよい生食用カキの魅力を発信するとともに、同期間の出荷数量増加につなげる方策について部会等で検討し、実践する。
- ④ ホタテガイ加工製品の販売力強化
「ホタテガイ取扱い及び処理加工要領」の内容を遵守し、安全性の担保された加工品の安定的な出荷を図る。
- ⑤ 輸出に向けた取組
福島第一原発事故や、それに伴う処理水の海洋放出の影響により、韓国、中国、香港など一部の国・地域では禁輸措置を講じており、その対応

	<p>が課題となっている。震災前に韓国向け輸出が過半数を占めていたホヤをはじめ、これらの措置の影響を受けている水産物について、県等と連携し、商談会等を通じて代替販路の創出等に取り組む。また、禁輸措置を講じている国・地域への輸出再開に向け、関係機関への積極的な働きかけを継続する。</p> <p>(2) 地元水産物の発信・PR 「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや宮城げんき市実行委員会の主催するほや祭りなどで、地元水産物のPRを継続して実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。</p> <p>さらに、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産水産物の認知度向上を図る。</p> <p>【中核的担い手の育成に関する取組】</p> <p>(1) 新規漁業就業者等の確保 「全国漁業就業支援フェア」等のマッチング支援事業の活用や、県や市町等が開催する「みやぎ漁師カレッジ」や「TRITON SCHOOL」等の漁業研修・体験の講師協力等を行い、新規漁業就業者の確保を図る。また、就業した者に対しては、国の経営体育成総合支援事業における長期研修制度を活用して、円滑な技術の習得を支援し、定着率の向上を図る。</p> <p>(2) 中核的担い手の育成・強化 漁協や県は、青年・女性漁業者交流大会や漁業士養成講座、資源管理に関する勉強会、船舶職員技能講習支援事業などの学びの場を提供しているため、中核的担い手を目指す漁業者はこれらの機会を活用して、資質の向上に努める。</p> <p>広域再生委員会は、中核的担い手が必要とする漁船・漁具等の確保に当たり、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業の活用を支援することにより、漁船の更新を促す。</p>
活用する支援措置等	<p>水産業競争力強化緊急施設整備事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）、水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国）、経営体育成総合支援事業（国）、特定水産物供給平準化事業（国）、水産業競争力強化漁港機能増進事業（国）、被災地次世代漁業人材確保支援事業（国）、水産物供給基盤整備事業（国）、水産資源環境整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）</p>

2年目（令和9年度）

取組内容	<p>【機能再編・地域活性化に関する取組】</p> <p>1. 養殖生産物の安全確保</p> <p>① ノロウイルス等の衛生対策及び貝毒等検査体制の継続 全漁業者及び漁協は、ノロウイルス・貝毒等の検査体制を継続するとともに、研修会等を通じて衛生管理等の知識の向上を図る。</p> <p>また、新たなノロウイルス検査法として期待される感染性推定遺伝子検査法について、国や県の研究等の動向を注視しながら、その有効性や現検査法からの移行による効果等について協議する。</p>
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

なお、貝毒等検査体制について県の試験研究機関と協力しながら採取定点やサンプル数等を改めて検討し、漁業者等へより有効性のある情報の発信ができるよう努める。

②放射線物質検査

関係機関と連携して放射線物質検査を確実に行うとともに、養殖生産物の安全性について、HP等を通じて周知する。

③ノリ漁場における適切な活性処理剤の使用

活性処理剤使用取扱要領を遵守し、活性処理剤の使用後5日以上経過した後に摘採を行う。漁協は、漁業者が同要領の下で同処理剤を適切に使用することを徹底するべく、必要に応じて漁業者向けに研修会等を開催する。

④異物混入防止の徹底

養殖生産物の流通にあたっては、漁業者各々が目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前の部会や研修会等で漁業者へ異物混入防止について周知・啓発する。

2. 養殖生産物の安定生産

(1) 海洋環境変化への対応

① 水質調査の実施

地域により養殖漁場内の栄養塩濃度に差があることから、漁協は浜ごとに行う水質調査を通じて、漁業者に対して最適な摘採時期等の情報提供を行う。併せて、必要に応じて、病障害を未然防止するための早期の摘採を促すことにより、安定生産を図る。

② 養殖生産技術の改善・改良

他県での先進事例等を積極的に情報収集し、ホタテガイ養殖での地先種苗活用など漁場環境変化に対応した生産技術・方法の改善・改良に努め、高品質化及び安定生産を図る。

また、海洋環境の変化に対応するため、新たな養殖種やシステムの導入を検討・実証する。

③ 環境に適応したのり生産体制の構築

高水温に伴う育苗時期の遅れから外洋への張り込みが遅れてしまうことを防ぐため、漁協は県と連携して定期的な水温調査を行い、漁業者に対して情報提供を行うとともに、水温が高めで推移した状態での育苗や早期の刈取りを可能とするため、県水産技術総合センター等の研究機関と検討・協議を行いつつ、本県海域に適した種苗の開発・導入を図る。

④ 閉鎖循環式陸上養殖の導入

県は、安定した養殖生産・種苗供給のため、閉鎖循環式陸上養殖研究棟を活用した技術開発を行い、得られた知見や技術の普及に努める。

(2) 強い経営体の育成

全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入状況と内容を改めて確認しながら、見直し等の必要性について検討し、災害時等における経営の安定化を図る。

個人での事業継続は多額の資金が必要となることから、漁業者は協業化

や分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機器更新のための積立金計画や経営管理指導を行い、漁業者の経営力強化や収入の安定化を図る。

漁協は浜ごとの栄養塩状況の確認や生育状況、色調等の調査を行い、当該情報を逐一生産者へ伝達することとし、漁業者はその結果を受けて、摘採時期の調整を行うことで、ノリの品質確保に努め、収入の安定化を図る。

(3) 養殖生産物の品質確保

① 漁場の有効利用・適正利用

全漁業者は、筏の管理や海底清掃などの協業化を進めるとともに、漁場環境の把握に努めるため、調査とデータ収集を実施し、漁場改善計画において科学的根拠に基づく適正養殖可能数量を定め、密殖を防ぎ、品質向上を図る。

② 未侵入疾病への対応

漁協は、適正密度での生産を指導する。漁業者は県のガイドライン等を遵守するとともに、県試験研究機関等の指導を踏まえた適切な疾病・斃死対策に取り組む。

③ 病障害の対応

ノリについては、赤ぐされ病や、近年仙台湾全域にバリカン症が発生していることから、漁業者及び漁協は研究機関と連携し、原因を究明するとともに、漁場改善計画及び適正養殖可能数量に基づき、筏の間隔を確保することで潮通しを良くし栄養塩が均一に供給されるよう努める。

④ ギンザケ種卵・種苗の安定的確保

国内からの種卵供給は北海道に限定され、年々種卵確保が難しくなりつつあることから、漁協は、種苗の安定的な導入とリスク分散のため、地下水を活用したギンザケ親魚の独自養成と採卵技術の導入に向けた検討を行う。なお、事業計画の見直しや国、県等が講じている補助事業の活用など課題解決に向けた検討を進める。

3. 漁労機器や新技術等の導入、施設の更新等による生産体制整備

(1) 船底清掃・減速航行の徹底

全漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組み、燃油消費量の削減を図る。

(2) 省エネ型機器の導入

全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型推進機関等の積極的な導入により、燃油消費量の削減を図る。

(3) 協業化などによる作業コスト削減の取組

漁業者は、生産活動において、協業化や分業が可能な作業を検討し、これを実施することにより、作業コストの削減を図る。また、ワカメの新たな入札方法として令和9年漁期から個人端末による電子入札の導入を図る。

(4) 飼料代削減の取組（ギンザケ養殖）

- ① 寒冷期における隔日給餌を実施することで、飽食状態から消化が遅い時期の飼料費の削減を図る。

- ② 飼料メーカーと連携して低魚粉配合飼料を開発し、魚粉高騰のなかで飼料価格を抑えた飼料を導入することで、飼料費の削減を図る。
 - ③ 飼料メーカーと連携して低動物タンパク耐性の種苗を確保し、魚粉使用量を抑えた飼料を開発することで、飼料費の削減を図る。
 - ④ フィッシュポンプ等の新たな機器の活用を検討し、省力化・省人化に係るコスト削減を図る。
- (5) 漁港施設等の適切な維持管理
 効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。

4. 販路の回復・拡大

(1) 販路回復・拡大

- ① 効果的なPR活動や販売の実施
 地元買受人等と連携し、各地域で開催される催事等に積極的に参加するとともに、物産施設等を活用した販売活動の拡大に努める。加えて、地域でのPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、加工製品等の種類の充実を図る。
- ② 消費者ニーズに応じた流通体制の構築
 前プランで、新たな流通形態の構築と販路拡大を目指し取り組んだ殻付カキのインターネット取引については、利用者数が低調にある現状を踏まえ、改めて実施内容を検討し、利用者増加に努める。
- ③ 春季以降の生食用かき出荷数量増加
 県の「生食用かきの取扱いに関する指導指針」の一部改正により出荷可能となった6月の生食用カキの安全性確保に向けて衛生対策の充実を図りながら、春先の身入りのよい生食用カキの魅力を発信するとともに、同期間のお荷数量増加につなげる方策について部会等で検討し、実践する。
- ④ ホタテガイ加工製品の販売力強化
 「ホタテガイ取扱い及び処理加工要領」の内容を遵守し、安全性の担保された加工品の安定的な出荷を図る。
- ⑤ 輸出に向けた取組
 福島第一原発事故や、それに伴う処理水の海洋放出の影響により、韓国、中国、香港など一部の国・地域では禁輸措置を講じており、その対応が課題となっている。震災前に韓国向け輸出が過半数を占めていたホヤをはじめ、これらの措置の影響を受けている水産物について、県等と連携し、商談会等を通じて代替販路の創出等に取り組む。また、禁輸措置を講じている国・地域への輸出再開に向け、関係機関への積極的な働きかけを継続する。

(2) 地元水産物の発信・PR

「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや宮城げんき市実行委員会の主催するほや祭りなどで、地元水産物のPRを継続して実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。

さらに、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産水産物の認知度向上を図る。

	<p>【中核的担い手の育成に関する取組】</p> <p>(1) 新規漁業就業者等の確保</p> <p>「全国漁業就業支援フェア」等のマッチング支援事業の活用や、県や市町等が開催する「みやぎ漁師カレッジ」や「TRITON SCHOOL」等の漁業研修・体験の講師協力等を行い、新規漁業就業者の確保を図る。また、就業した者に対しては、国の経営体育成総合支援事業における長期研修制度を活用して、円滑な技術の習得を支援し、定着率の向上を図る。</p> <p>(2) 中核的担い手の育成・強化</p> <p>漁協や県は、青年・女性漁業者交流大会や漁業士養成講座、資源管理に関する勉強会、船舶職員技能講習支援事業などの学びの場を提供しているため、中核的担い手を目指す漁業者はこれらの機会を活用して、資質の向上に努める。</p> <p>広域再生委員会は、中核的担い手が必要とする漁船・漁具等の確保に当たり、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業の活用を支援することにより、漁船の更新を促す。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>水産業競争力強化緊急施設整備事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）、水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国）、経営体育成総合支援事業（国）、特定水産物供給平準化事業（国）、水産業競争力強化漁港機能増進事業（国）、被災地次世代漁業人材確保支援事業（国）、水産物供給基盤整備事業（国）、水産資源環境整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）</p>

3年目（令和10年度）

<p>取組内容</p>	<p>【機能再編・地域活性化に関する取組】</p> <p>1. 養殖生産物の安全確保</p> <p>①ノロウイルス等の衛生対策及び貝毒等検査体制の継続</p> <p>全漁業者及び漁協は、ノロウイルス・貝毒等の検査体制を継続するとともに、研修会等を通じて衛生管理等の知識の向上を図る。</p> <p>また、新たなノロウイルス検査法として期待される感染性推定遺伝子検査法について、国や県の研究等の動向を注視しながら、その有効性や現検査法からの移行による効果等について協議する。</p> <p>なお、貝毒等検査体制について県の試験研究機関と協力しながら採取定点やサンプル数等を改めて検討し、漁業者等へより有効性のある情報の発信ができるよう努める。</p> <p>②放射性物質検査</p> <p>関係機関と連携して放射性物質検査を確実にを行うとともに、養殖生産物の安全性について、HP等を通じて周知する。</p> <p>③ノリ漁場における適切な活性処理剤の使用</p> <p>活性処理剤使用取扱要領を遵守し、活性処理剤の使用後5日以上経過した後には摘採を行う。漁協は、漁業者が同要領の下で同処理剤を適切に使用することを徹底するべく、必要に応じて漁業者向けに研修会等を開催する。</p>
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

④異物混入防止の徹底

養殖生産物の流通にあたっては、漁業者各々が目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前の部会や研修会等で漁業者へ異物混入防止について周知・啓発する。

2. 養殖生産物の安定生産

(1) 海洋環境変化への対応

① 水質調査の実施

地域により養殖漁場内の栄養塩濃度に差があることから、漁協は浜ごとに行う水質調査を通じて、漁業者に対して最適な摘採時期等の情報提供を行う。併せて、必要に応じて、病障害を未然防止するための早期の摘採を促すことにより、安定生産を図る。

② 養殖生産技術の改善・改良

他県での先進事例等を積極的に情報収集し、ホタテガイ養殖での地先種苗活用など漁場環境変化に対応した生産技術・方法の改善・改良に努め、高品質化及び安定生産を図る。

また、海洋環境の変化に対応するため、新たな養殖種や系統の導入を検討・実証する。

③ 環境に適応したのり生産体制の構築

高水温に伴う育苗時期の遅れから外洋への張り込みが遅れてしまうことを防ぐため、漁協は県と連携して定期的な水温調査を行い、漁業者に対して情報提供を行うとともに、水温が高めで推移した状態での育苗や早期の刈取りを可能とするため、県水産技術総合センター等の研究機関と検討・協議を行いつつ、本県海域に適した種苗の開発・導入を図る。

④ 閉鎖循環式陸上養殖の導入

県は、安定した養殖生産・種苗供給のため、閉鎖循環式陸上養殖研究棟を活用した技術開発を行い、得られた知見や技術の普及に努める。

(2) 強い経営体の育成

全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入状況と内容を改めて確認しながら、見直し等の必要性について検討し、災害時等における経営の安定化を図る。

個人での事業継続は多額の資金が必要となることから、漁業者は協業化や分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機器更新のための積立金計画や経営管理指導を行い、漁業者の経営力強化や収入の安定化を図る。

漁協は浜ごとの栄養塩状況の確認や生育状況、色調等の調査を行い、当該情報を逐一生産者へ伝達することとし、漁業者はその結果を受けて、摘採時期の調整を行うことで、ノリの品質確保に努め、収入の安定化を図る。

(3) 養殖生産物の品質確保

① 漁場の有効利用・適正利用

全漁業者は、筏の管理や海底清掃などの協業化を進めるとともに、漁場環境の把握に努めるため、調査とデータ収集を実施し、漁場改善計画において科学的根拠に基づく適正養殖可能数量を定め、密殖を防ぎ、品質向上を図る。

② 未侵入疾病への対応

漁協は、適正密度での生産を指導する。漁業者は県のガイドライン等を遵守するとともに、県試験研究機関等の指導を踏まえた適切な疾病・斃死対策に取り組む。

③ 病障害の対応

ノリについては、赤ぐされ病や、近年仙台湾全域にバリカン症が発生していることから、漁業者及び漁協は研究機関と連携し、原因を究明するとともに、漁場改善計画及び適正養殖可能数量に基づき、筏の間隔を確保することで潮通しを良くし栄養塩が均一に供給されるよう努める。

④ ギンザケ種卵・種苗の安定的確保

国内からの種卵供給は北海道に限定され、年々種卵確保が難しくなりつつあることから、漁協は、種苗の安定的な導入とリスク分散のため、地下水を活用したギンザケ親魚の独自養成と採卵技術の導入に向けた検討を行う。なお、事業計画の見直しや国、県等が講じている補助事業の活用など課題解決に向けた検討を進める。

3. 漁労機器や新技術等の導入、施設の更新等による生産体制整備

(1) 船底清掃・減速航行の徹底

全漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組み、燃油消費量の削減を図る。

(2) 省エネ型機器の導入

全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型推進機関等の積極的な導入により、燃油消費量の削減を図る。

(3) 協業化などによる作業コスト削減の取組

漁業者は、生産活動において、協業化や分業が可能な作業を検討し、これを実施することにより、作業コストの削減を図る。

(4) 飼料代削減の取組（ギンザケ養殖）

① 寒冷期における隔日給餌を実施することで、飽食状態から消化が遅い時期の飼料費の削減を図る。

② 飼料メーカーと連携して低魚粉配合飼料を開発し、魚粉高騰のなかで飼料価格を抑えた飼料を導入することで、飼料費の削減を図る。

③ 飼料メーカーと連携して低動物タンパク耐性の種苗を確保し、魚粉使用量を抑えた飼料を開発することで、飼料費の削減を図る。

④ フィッシュポンプ等の新たな機器の活用を検討し、省力化・省人化に係るコスト削減を図る。

(5) 漁港施設等の適切な維持管理

効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。

4. 販路の回復・拡大

(1) 販路回復・拡大

① 効果的なPR活動や販売の実施

地元買受人等と連携し、各地域で開催される催事等に積極的に参加するとともに、物産施設等を活用した販売活動の拡大に努める。加えて、地域でのPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、加工製品等の種類の充実を図る。

② 消費者ニーズに応じた流通体制の構築

前プランで、新たな流通形態の構築と販路拡大を目指し取り組んだ殻付カキのインターネット取引については、利用者数が低調にある現状を踏まえ、改めて実施内容を検討し、利用者増加に努める。

③ 春季以降の生食用かき出荷数量増加

県の「生食用かきの取扱いに関する指導指針」の一部改正により出荷可能となった6月の生食用カキの安全性確保に向けて衛生対策の充実を図りながら、春先の身入りのよい生食用カキの魅力を発信するとともに、同期間の出荷数量増加につなげる方策について部会等で検討をし、実践する。

④ ホタテガイ加工製品の販売力強化

「ホタテガイ取扱い及び処理加工要領」の内容を遵守し、安全性の担保された加工品の安定的な出荷を図る。

⑤ 輸出に向けた取組

福島第一原発事故や、それに伴う処理水の海洋放出の影響により、韓国、中国、香港など一部の国・地域では禁輸措置を講じており、その対応が課題となっている。震災前に韓国向け輸出が過半数を占めていたホヤをはじめ、これらの措置の影響を受けている水産物について、県等と連携し、商談会等を通じて代替販路の創出等に取り組む。また、禁輸措置を講じている国・地域への輸出再開に向け、関係機関への積極的な働きかけを継続する。

(2) 地元水産物の発信・PR

「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや宮城げんき市実行委員会の主催するほや祭りなどで、地元水産物のPRを継続して実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。

さらに、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産水産物の認知度向上を図る。

【中核的担い手の育成に関する取組】

(1) 新規漁業就業者等の確保

「全国漁業就業支援フェア」等のマッチング支援事業の活用や、県や市町等が開催する「みやぎ漁師カレッジ」や「TRITON SCHOOL」等の漁業研修・体験の講師協力等を行い、新規漁業就業者の確保を図る。また、就業した者に対しては、国の経営体育成総合支援事業における長期研修制度を活用して、円滑な技術の習得を支援し、定着率の向上を図る。

(2) 中核的担い手の育成・強化

漁協や県は、青年・女性漁業者交流大会や漁業士養成講座、資源管理に関する勉強会、船舶職員技能講習支援事業などの学びの場を提供しているため、中核的担い手を目指す漁業者はこれらの機会を活用して、資質の向

	<p>上に努める。</p> <p>広域再生委員会は、中核的担い手が必要とする漁船・漁具等の確保に当たり、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業の活用を支援することにより、漁船の更新を促す。</p>
活用する支援措置等	<p>水産業競争力強化緊急施設整備事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）、水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国）、経営体育成総合支援事業（国）、特定水産物供給平準化事業（国）、水産業競争力強化漁港機能増進事業（国）、被災地次世代漁業人材確保支援事業（国）、水産物供給基盤整備事業（国）、水産資源環境整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）</p>

4年目（令和11年度）

取組内容	<p>【機能再編・地域活性化に関する取組】</p> <p>1. 養殖生産物の安全確保</p> <p>①ノロウイルス等の衛生対策及び貝毒等検査体制の継続</p> <p>全漁業者及び漁協は、ノロウイルス・貝毒等の検査体制を継続するとともに、研修会等を通じて衛生管理等の知識の向上を図る。</p> <p>また、新たなノロウイルス検査法として期待される感染性推定遺伝子検査法について、国や県の研究等の動向を注視しながら、その有効性や現検査法からの移行による効果等について協議する。</p> <p>なお、貝毒等検査体制について県の試験研究機関と協力しながら採取定点やサンプル数等を改めて検討し、漁業者等へより有効性のある情報の発信ができるよう努める。</p> <p>②放射性物質検査</p> <p>関係機関と連携して放射性物質検査を確実に行うとともに、養殖生産物の安全性について、HP等を通じて周知する。</p> <p>③ノリ漁場における適切な活性処理剤の使用</p> <p>活性処理剤使用取扱要領を遵守し、活性処理剤の使用後5日以上経過した後に摘採を行う。漁協は、漁業者が同要領の下で同処理剤を適切に使用することを徹底するべく、必要に応じて漁業者向けに研修会等を開催する。</p> <p>④異物混入防止の徹底</p> <p>養殖生産物の流通にあたっては、漁業者各々が目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前の部会や研修会等で漁業者へ異物混入防止について周知・啓発する。</p> <p>2. 養殖生産物の安定生産</p> <p>(1) 海洋環境変化への対応</p> <p>① 水質調査の実施</p> <p>地域により養殖漁場内の栄養塩濃度に差があることから、漁協は浜ごとに行う水質調査を通じて、漁業者に対して最適な摘採時期等の情報提供を</p>
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

行う。併せて、必要に応じて、病障害を未然防止するための早期の摘採を促すことにより、安定生産を図る。

② 養殖生産技術の改善・改良

他県での先進事例等を積極的に情報収集し、ホタテガイ養殖での地先種苗活用など漁場環境変化に対応した生産技術・方法の改善・改良に努め、高品質化及び安定生産を図る。

また、海洋環境の変化に対応するため、新たな養殖種やシステムの導入を検討・実証する。

③ 環境に適応したのり生産体制の構築

高水温に伴う育苗時期の遅れから外洋への張り込みが遅れてしまうことを防ぐため、漁協は県と連携して定期的な水温調査を行い、漁業者に対して情報提供を行うとともに、水温が高めで推移した状態での育苗や早期の刈取りを可能とするため、県水産技術総合センター等の研究機関と検討・協議を行いつつ、本県海域に適した種苗の開発・導入を図る。

④ 閉鎖循環式陸上養殖の導入

県は、安定した養殖生産・種苗供給のため、閉鎖循環式陸上養殖研究棟を活用した技術開発を行い、得られた知見や技術の普及に努める。

(2) 強い経営体の育成

全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入状況と内容を改めて確認しながら、見直し等の必要性について検討し、災害時等における経営の安定化を図る。

個人での事業継続は多額の資金が必要となることから、漁業者は協業化や分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機器更新のための積立金計画や経営管理指導を行い、漁業者の経営力強化や収入の安定化を図る。

漁協は浜ごとの栄養塩状況の確認や生育状況、色調等の調査を行い、当該情報を逐一生産者へ伝達することとし、漁業者はその結果を受けて、摘採時期の調整を行うことで、ノリの品質確保に努め、収入の安定化を図る。

(3) 養殖生産物の品質確保

① 漁場の有効利用・適正利用

全漁業者は、筏の管理や海底清掃などの協業化を進めるとともに、漁場環境の把握に努めるため、調査とデータ収集を実施し、漁場改善計画において科学的根拠に基づく適正養殖可能数量を定め、密殖を防ぎ、品質向上を図る。

② 未侵入疾病への対応

漁協は、適正密度での生産を指導する。漁業者は県のガイドライン等を遵守するとともに、県試験研究機関等の指導を踏まえた適切な疾病・斃死対策に取り組む。

③ 病障害の対応

ノリについては、赤ぐされ病や、近年仙台湾全域にバリカン症が発生していることから、漁業者及び漁協は研究機関と連携し、原因を究明するとともに、漁場改善計画及び適正養殖可能数量に基づき、筏の間隔を確保す

ることで潮通しを良くし栄養塩が均一に供給されるよう努める。

④ ギンザケ種卵・種苗の安定的確保

国内からの種卵供給は北海道に限定され、年々種卵確保が難しくなりつつあることから、漁協は、種苗の安定的な導入とリスク分散のため、地下水を活用したギンザケ親魚の独自養成と採卵技術の導入に向けた取組を試験的に実施する。

3. 漁労機器や新技術等の導入、施設の更新等による生産体制整備

(1) 船底清掃・減速航行の徹底

全漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組み、燃油消費量の削減を図る。

(2) 省エネ型機器の導入

全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型推進機関等の積極的な導入により、燃油消費量の削減を図る。

(3) 協業化などによる作業コスト削減の取組

漁業者は、生産活動において、協業化や分業が可能な作業を検討し、これを実施することにより、作業コストの削減を図る。

(4) 飼料代削減の取組（ギンザケ養殖）

① 寒冷期における隔日給餌を実施することで、飽食状態から消化が遅い時期の飼料費の削減を図る。

② 飼料メーカーと連携して低魚粉配合飼料を開発し、魚粉高騰のなかで飼料価格を抑えた飼料を導入することで、飼料費の削減を図る。

③ 飼料メーカーと連携して低動物タンパク耐性の種苗を確保し、魚粉使用量を抑えた飼料を開発することで、飼料費の削減を図る。

④ フィッシュポンプ等の新たな機器の活用を検討し、省力化・省人化に係るコスト削減を図る。

(5) 漁港施設等の適切な維持管理

効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。

4. 販路の回復・拡大

(1) 販路回復・拡大

① 効果的なPR活動や販売の実施

地元買受人等と連携し、各地域で開催される催事等に積極的に参加するとともに、物産施設等を活用した販売活動の拡大に努める。加えて、地域でのPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、加工製品等の種類の充実を図る。

② 消費者ニーズに応じた流通体制の構築

前プランで、新たな流通形態の構築と販路拡大を目指し取り組んだ殻付カキのインターネット取引については、利用者数が低調にある現状を踏まえ、改めて実施内容を検討し、利用者増加に努める。

	<p>③ 春季以降の生食用かき出荷数量増加 県の「生食用かきの取扱いに関する指導指針」の一部改正により出荷可能となった6月の生食用カキの安全性確保に向けて衛生対策の充実を図りながら、春先の身入りのよい生食用カキの魅力を発信するとともに、同期間の出荷数量増加につなげる方策について部会等で検討し、実践する。</p> <p>④ ホタテガイ加工製品の販売力強化 「ホタテガイ取扱い及び処理加工要領」の内容を遵守し、安全性の担保された加工品の安定的な出荷を図る。</p> <p>⑤ 輸出に向けた取組 福島第一原発事故や、それに伴う処理水の海洋放出の影響により、韓国、中国、香港など一部の国・地域では禁輸措置を講じており、その対応が課題となっている。震災前に韓国向け輸出が過半数を占めていたホヤをはじめ、これらの措置の影響を受けている水産物について、県等と連携し、商談会等を通じて代替販路の創出等に取り組む。また、禁輸措置を講じている国・地域への輸出再開に向け、関係機関への積極的な働きかけを継続する。</p> <p>(2) 地元水産物の発信・PR 「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや宮城げんき市実行委員会の主催するほや祭りなどで、地元水産物のPRを継続して実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。 さらに、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産水産物の認知度向上を図る。</p> <p>【中核的担い手の育成に関する取組】</p> <p>(1) 新規漁業就業者等の確保 「全国漁業就業支援フェア」等のマッチング支援事業の活用や、県や市町等が開催する「みやぎ漁師カレッジ」や「TRITON SCHOOL」等の漁業研修・体験の講師協力等を行い、新規漁業就業者の確保を図る。また、就業した者に対しては、国の経営体育成総合支援事業における長期研修制度を活用して、円滑な技術の習得を支援し、定着率の向上を図る。</p> <p>(2) 中核的担い手の育成・強化 漁協や県は、青年・女性漁業者交流大会や漁業士養成講座、資源管理に関する勉強会、船舶職員技能講習支援事業などの学びの場を提供しているため、中核的担い手を目指す漁業者はこれらの機会を活用して、資質の向上に努める。 広域再生委員会は、中核的担い手が必要とする漁船・漁具等の確保に当たり、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業の活用を支援することにより、漁船の更新を促す。</p>
活用する支援措置等	水産業競争力強化緊急施設整備事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）、水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国）、経営体育成総合支援事業（国）、特定水産物供給平準化事業（国）、水産業競争力強化漁港機能増進事業（国）、被災地次世代漁業人材確保支援事業（国）、水産物供給基盤整備事業（国）、水産資源環境整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業

	(国)、農山漁村地域整備交付金(国)、漁業経営セーフティネット構築事業(国)
--	----------------------------------------

5年目(令和12年度)

取組内容	<p>【機能再編・地域活性化に関する取組】</p> <p>1. 養殖生産物の安全確保</p> <p>① ノロウイルス等の衛生対策及び貝毒等検査体制の継続</p> <p>全漁業者及び漁協は、ノロウイルス・貝毒等の検査体制を継続するとともに、研修会等を通じて衛生管理等の知識の向上を図る。</p> <p>また、新たなノロウイルス検査法として期待される感染性推定遺伝子検査法について、国や県の研究等の動向を注視しながら、その有効性や現検査法からの移行による効果等について協議する。</p> <p>なお、貝毒等検査体制について県の試験研究機関と協力しながら採取定点やサンプル数等を改めて検討し、漁業者等へより有効性のある情報の発信ができるよう努める。</p> <p>② 放射性物質検査</p> <p>関係機関と連携して放射性物質検査を確実にを行うとともに、養殖生産物の安全性について、HP等を通じて周知する。</p> <p>③ ノリ漁場における適切な活性処理剤の使用</p> <p>活性処理剤使用取扱要領を遵守し、活性処理剤の使用後5日以上経過した後摘採を行う。漁協は、漁業者が同要領の下で同処理剤を適切に使用することを徹底するべく、必要に応じて漁業者向けに研修会等を開催する。</p> <p>④ 異物混入防止の徹底</p> <p>養殖生産物の流通にあたっては、漁業者各々が目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前の部会や研修会等で漁業者へ異物混入防止について周知・啓発する。</p> <p>2. 養殖生産物の安定生産</p> <p>(1) 海洋環境変化への対応</p> <p>① 水質調査の実施</p> <p>地域により養殖漁場内の栄養塩濃度に差があることから、漁協は浜ごとに行う水質調査を通じて、漁業者に対して最適な摘採時期等の情報提供を行う。併せて、必要に応じて、病障害を未然防止するための早期の摘採を促すことにより、安定生産を図る。</p> <p>② 養殖生産技術の改善・改良</p> <p>他県での先進事例等を積極的に情報収集し、ホタテガイ養殖での地先種苗活用など漁場環境変化に対応した生産技術・方法の改善・改良に努め、高品質化及び安定生産を図る。</p> <p>また、海洋環境の変化に対応するため、新たな養殖種やシステムの導入を検討・実証する。</p>
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

③ 環境に適応したのり生産体制の構築

高水温に伴う育苗時期の遅れから外洋への張り込みが遅れてしまうことを防ぐため、漁協は県と連携して定期的な水温調査を行い、漁業者に対して情報提供を行うとともに、水温が高めで推移した状態での育苗や早期の刈取りを可能とするため、県水産技術総合センター等の研究機関と検討・協議を行いつつ、本県海域に適した種苗の開発・導入を図る。

④ 閉鎖循環式陸上養殖の導入

県は、安定した養殖生産・種苗供給のため、閉鎖循環式陸上養殖研究棟を活用した技術開発を行い、得られた知見や技術の普及に努める

(2) 強い経営体の育成

全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入状況と内容を改めて確認しながら、見直し等の必要性について検討し、災害時等における経営の安定化を図る。

個人での事業継続は多額の資金が必要となることから、漁業者は協業化や分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機器更新のための積立金計画や経営管理指導を行い、漁業者の経営力強化や収入の安定化を図る。

漁協は浜ごとの栄養塩状況の確認や生育状況、色調等の調査を行い、当該情報を逐一生産者へ伝達することとし、漁業者はその結果を受けて、摘採時期の調整を行うことで、ノリの品質確保に努め、収入の安定化を図る。

(3) 養殖生産物の品質確保

① 漁場の有効利用・適正利用

全漁業者は、筏の管理や海底清掃などの協業化を進めるとともに、漁場環境の把握に努めるため、調査とデータ収集を実施し、漁場改善計画において科学的根拠に基づく適正養殖可能数量を定め、密殖を防ぎ、品質向上を図る。

② 未侵入疾病への対応

漁協は、適正密度での生産を指導する。漁業者は県のガイドライン等を遵守するとともに、県試験研究機関等の指導を踏まえた適切な疾病・斃死対策に取り組む。

③ 病障害の対応

ノリについては、赤ぐされ病や、近年仙台湾全域にバリカン症が発生していることから、漁業者及び漁協は研究機関と連携し、原因を究明するとともに、漁場改善計画及び適正養殖可能数量に基づき、筏の間隔を確保することで潮通しを良くし栄養塩が均一に供給されるよう努める。

④ ギンザケ種卵・種苗の安定的確保

国内からの種卵供給は北海道に限定され、年々種卵確保が難しくなりつつあることから、漁協は、種苗の安定的な導入とリスク分散のため、地下水を活用したギンザケ親魚の独自養成と採卵技術の導入に向けた取組を実施する。なお、事業計画の見直しや国、県等が講じている補助事業の活用など課題解決に向けた検討を進める。

3. 漁労機器や新技術等の導入、施設の更新等による生産体制整備

(1) 船底清掃・減速航行の徹底

全漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組み、燃油消費量の削減を図る。

(2) 省エネ型機器の導入

全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型推進機関等の積極的な導入により、燃油消費量の削減を図る。

(3) 協業化などによる作業コスト削減の取組

漁業者は、生産活動において、協業化や分業が可能な作業を検討し、これを実施することにより、作業コストの削減を図る。

(4) 飼料代削減の取組（ギンザケ養殖）

① 寒冷期における隔日給餌を実施することで、飽食状態から消化が遅い時期の飼料費の削減を図る。

② 飼料メーカーと連携して低魚粉配合飼料を開発し、魚粉高騰のなかで飼料価格を抑えた飼料を導入することで、飼料費の削減を図る。

③ 飼料メーカーと連携して低動物タンパク耐性の種苗を確保し、魚粉使用量を抑えた飼料を開発することで、飼料費の削減を図る。

④ フィッシュポンプ等の新たな機器の活用を検討し、省力化・省人化に係るコスト削減を図る。

(5) 漁港施設等の適切な維持管理

効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。

4. 販路の回復・拡大

(1) 販路回復・拡大

① 効果的なPR活動や販売の実施

地元買受人等と連携し、各地域で開催される催事等に積極的に参加するとともに、物産施設等を活用した販売活動の拡大に努める。加えて、地域でのPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、加工製品等の種類の充実を図る。

② 消費者ニーズに応じた流通体制の構築

前プランで、新たな流通形態の構築と販路拡大を目指し取り組んだ殻付カキのインターネット取引については、利用者数が低調にある現状を踏まえ、改めて実施内容を検討し、利用者増加に努める。

③ 春季以降の生食用かき出荷数量増加

県の「生食用かきの取扱いに関する指導指針」の一部改正により出荷可能となった6月の生食用カキの安全性確保に向けて衛生対策の充実を図りながら、春先の身入りのよい生食用カキの魅力を発信するとともに、同期間の出荷数量増加につなげる方策について部会等で検討し、実践する。

④ ホタテガイ加工製品の販売力強化

「ホタテガイ取扱い及び処理加工要領」の内容を遵守し、安全性の担保された加工品の安定的な出荷を図る。

	<p>⑤ 輸出に向けた取組 福島第一原発事故や、それに伴う処理水の海洋放出の影響により、韓国、中国、香港など一部の国・地域では禁輸措置を講じており、その対応が課題となっている。震災前に韓国向け輸出が過半数を占めていたホヤをはじめ、これらの措置の影響を受けている水産物について、県等と連携し、商談会等を通じて代替販路の創出等に取り組む。また、禁輸措置を講じている国・地域への輸出再開に向け、関係機関への積極的な働きかけを継続する。</p> <p>(2) 地元水産物の発信・PR 「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや宮城げんき市実行委員会の主催するほや祭りなどで、地元水産物のPRを継続して実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。 さらに、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産水産物の認知度向上を図る。</p> <p>【中核的担い手の育成に関する取組】</p> <p>(1) 新規漁業就業者等の確保 「全国漁業就業支援フェア」等のマッチング支援事業の活用や、県や市町等が開催する「みやぎ漁師カレッジ」や「TRITON SCHOOL」等の漁業研修・体験の講師協力等を行い、新規漁業就業者の確保を図る。また、就業した者に対しては、国の経営体育成総合支援事業における長期研修制度を活用して、円滑な技術の習得を支援し、定着率の向上を図る。</p> <p>(2) 中核的担い手の育成・強化 漁協や県は、青年・女性漁業者交流大会や漁業士養成講座、資源管理に関する勉強会、船舶職員技能講習支援事業などの学びの場を提供しているため、中核的担い手を目指す漁業者はこれらの機会を活用して、資質の向上に努める。 広域再生委員会は、中核的担い手が必要とする漁船・漁具等の確保に当たり、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業の活用を支援することにより、漁船の更新を促す。</p>
活用する支援措置等	水産業競争力強化緊急施設整備事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）、水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国）、経営体育成総合支援事業（国）、特定水産物供給平準化事業（国）、水産業競争力強化漁港機能増進事業（国）、被災地次世代漁業人材確保支援事業（国）、水産物供給基盤整備事業（国）、水産資源環境整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）

(5) 関係機関との連携

ギンザケ種卵・種苗の高水温耐性の研究などについては、飼料メーカー等連携し、実施する。

(6) 他産業との連携

「食材王国みやぎ」の認知度向上とブランド化のため、県内の1次産業間で連携し、県産品の価値を高めていく。また、観光業界とも連携し、豊富で美味しい宮城の水産物を観光資源として県内外の観光客に訴求していくことで、沿岸地域の交流人口拡大に貢献し、地域経済の活性化を図る。

4 成果目標

(1) 成果目標の考え方

<p>① 養殖生産物平均単価の高値安定</p> <p>本プランの「2. 養殖生産物の安定生産」や「4. 販路の回復と拡大」などの取組については、成果が販売単価に繋がるものが多いため、対象地域における養殖種毎の平均単価を成果目標の指標とした。養殖生産物の平均単価は、近年高値で推移しており、成果目標は基準年に対し、5%増を目標とした。</p> <p>② 新規漁業就業者数</p> <p>本県沿岸漁業者数の減少及び高齢化の進行に伴い、浜を支える中核的な担い手も減少傾向にある。本プランでは、漁業後継者と新規漁業就業者の確保や、研修等の資質向上の場の提供等の取組により、中核的な担い手の育確保・育成を図ることとしている。このため、本プランにおいては、新規漁業就業者数の増加を成果目標とした。</p>

(2) 成果目標

① 機能再編・地域活性化の取組に係る成果目標

養殖生産物の平均単価の向上	基準年	令和2年度～令和6年度の中庸3か年平均単価： 養殖対象魚種 実績単価 ノリ 19.5円/枚 カキ 627.0円/kg ワカメ・コンブ 246.7円/kg ホタテガイ 366.6円/kg ギンザケ 655.7円/kg ホヤ 99.0円/kg
	目標年	令和12年度： 養殖対象魚種 実績単価 ノリ 20.4円/枚 カキ 658.4円/kg ワカメ・コンブ 259.1円/kg ホタテガイ 384.9円/kg ギンザケ 688.5円/kg ホヤ 103.9円/kg

② 中核的担い手の育成の取組に係る成果目標

新規漁業就業者数	基準年	令和2年度～令和6年度5年平均： 新規漁業就業者数 6人/年
	目標年	令和12年度： 新規漁業就業者数 33人/年

(3) 上記の算出方法及びその妥当性

① 養殖生産物平均単価の高値安定

目標年の平均単価は、直近5か年（令和2年度から令和6年度）の中庸3か年平均単価を基準として設定した。高値で推移している現状の単価は、収益性の確保に寄与しており、本プランの取組を実践することにより、単価の向上が可能と見込まれることから、目標設定として妥当であると考えられる。

② 新規漁業就業者数

（目標年の新規漁業就業者数に対する考え方）

現状の生産量・金額と傾向から算出した目標年における県内の各養殖漁業種の目標生産額を、1漁業経営体当たりの目標漁業所得で割ることで、県内における適正漁業経営体数を算出した。次に、令和20年度に適正漁業経営体数を達成するために必要となる新規漁業就業者数を1年ごとに求め、目標年の新規漁業就業者確保数とした。

なお、この考え方については、宮城県が策定する「水産業の振興に関する基本的な計画（第Ⅲ期）」に準じている。

5 関連施策

事業名	事業内容及び浜の活力再生広域プランとの関係性
水産業競争力強化緊急施設整備事業（国）	ノリ集荷場等の競争力強化に資する共同利用施設の整備。
浜の活力再生・成長促進交付金（国）	鮮度保持施設等の漁業経営構造の改善に資する共同利用施設の整備のために活用する。
競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）	省エネ型エンジンや生産性向上に資する漁労機器等の導入による漁業経営の改善。
水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）	中核的担い手による漁業経営の改善を図るための漁船取得の支援。
水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国）	資源管理の計画及び収益向上の計画に必要な漁船又は漁具等をリース事業者が取得し、当該漁業者にリースするに当たり、リース漁船・漁具等取得費等の支援。
経営体育成総合支援事業（国）	新規漁業就業者の確保・育成を図るための長期研修制度等の実施。
特定水産物供給平準化事業（国）	養殖生産物が適正な価格に回復するまでの間、漁協が養殖生産物を買取り及び保管する。
水産業競争力強化漁港機能増進事業（国）	漁港施設の機能増進整備を行い、安全対策の向上、就労環境の改善を図る。
被災地次世代漁業人材確保支援事業（国）	漁業担い手確保の取組推進のために活用する。
水産物供給基盤整備事業（国）	安定した水産物基盤確保のための取組に活用する。

水産資源環境整備事業 (国)	漁場の生産力の回復を図るための取組に活用する。
漁業者保証円滑化対策事業 (国)	漁業経営改善のための取組に活用する。
農山漁村地域整備交付金 (国)	漁港の整備により効率的で安全な漁業活動を確保するために活用する。
漁業経営セーフティネット構築事業 (国)	燃油価格高騰時における燃油コスト削減の一助としての底支えに活用する。